

名称等	第 68 回「社会を明るくする運動」及び平成 30 年度「青少年の非行・被害防止強調月間」沼津市実施委員会の開催
実施日時	平成 30 年6月 1 日(金曜日) 13 時 30 分から
場 所	サンウェルぬまづ 4階 多目的ホール 沼津市日の出町1-15 電話 055-922-1500
担 当	市民福祉部 社会福祉課 福祉企画室 直通 055-934-4824 内線 3166

1 内 容

沼津市実施委員会の開催

(1) 議事 平成 29 年度実施報告・平成 30 年度実施計画

(2) 講話 「更生保護と再犯防止」

講師 小林 ^{こばやし てつや} 哲也氏 (静岡保護観察所 沼津駐在官事務所 統括保護観察官)

2 目的・理由

毎年7月は、法務省主唱の「社会を明るくする運動」～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～と、内閣府主唱の「青少年の非行・被害防止」の全国強調月間です。

沼津市では、幅広い関係機関・団体の参加・協力のもと、市民意識の高揚、青少年の非行等への対応強化、罪を犯した人たちの立ち直り支援の推進を図るため、強調月間における広く集中的な活動開始に向けて、関係者が一堂に会した実施委員会を開催します。

3 経緯・経過

沼津市における「社会を明るくする運動」・「青少年の非行・被害防止」強調月間は、平成 30 年 7 月 1 日(日)から平成 30 年8月 31 日(金)までの 2 ヶ月間です。

平成 30 年度の広報啓発活動の主なものは、次のとおりです。

7月2日(月) 青少年非行・被害防止啓発街頭キャンペーン(沼津駅、片浜駅、原駅前など)

8月 18 日(土) 社会を明るくするふれあいコンサート(第三地区センター)

4 影響・効果

犯罪や非行をした人たちの更正について理解を深め、犯罪や非行に陥らないように、青少年の健全育成と非行・被害防止の一助となります。

5 特徴

実施委員会の参加者数 約 120 名

(沼津市長を実施委員長とする諸関係機関・諸団体の代表者)